

地域密着型デイサービスつばさ豊田

運 営 規 程

社会福祉法人 正生会

地域密着型デイサービスつばさ豊田運営規程

目次

- 第1章 総則(第1条ー第4条)
- 第2章 職員の職種別員数及び職務内容(第5条ー第7条)
- 第3章 営業日、営業時間及び通常の事業の実施地域(第8条・第9条)
- 第4章 サービスの内容・利用料等(第10条ー第13条)
- 第5章 緊急時の対応等(第14条ー第17条)
- 第6章 その他運営に関する重要事項(第18条ー第23条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「事業者」という）が開設する地域密着型デイサービス つばさ豊田（以下「事業所」という。）の運営及び管理について必要事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法、介護保険法の遵守を通じて、事業所の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の多種多様な福祉ニーズに対応できるよう福祉サービスの内容を充実させるとともに、職員の資質を向上させ、より良い福祉サービスの提供を目指すものとする。

- 2 常に笑顔を心掛け、明るく思いやりのある態度でふれあい、利用者・家族・地域住民との信頼関係をサービスを通じて築き上げます。
- 3 常に利用者への心配りを忘れず、心の通い合ったサービスを提供し、有意義な施設・在宅での生活を過ごして頂けるよう努めます。
- 4 常に前を見つめ、探究心・向上心を持って、自己の能力、技術向上のため、自己研鑽に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は各号のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型デイサービス つばさ豊田
- (2) 所在地 静岡県焼津市保福島 1202 番地

(指定通所介護の利用定員)

第4条 この事業所の利用定員は次の号のとおりとする。

- (1) 1日の利用定員 10名

第2章 職員の職種別員数及び職務内容

(職員の職種別員数)

第5条 この事業所に勤務する職種別職員の員数は各号のとおりとし、一部の職種については兼務とすることができる。

- (1) 管理者 1名
(2) 生活相談員 1名
(3) 介護職員 1名
(4) 機能訓練士 1名

(職務の内容)

第6条 前条に規定する職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業を統括し、職員を指揮監督する。
(2) 生活相談員 利用申込者の調整並びに相談・援助等に従事する。
(3) 介護職員 利用者の生活介護に従事する。
(4) 機能訓練士 利用者の身体及び認知機能向上のための訓練を行なう。

(職員の勤務体制の確保)

第7条 事業者は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

第3章 営業日、営業時間及び通常の事業実施地域

(営業日及び営業時間)

第8条 この事業所の営業日及び営業時間は各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前10時から午後4時15分までとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の号のとおりとする。

(1) 焼津市

第4章 サービスの内容・利用料等

(サービス内容の説明)

第10条 事業者は、このサービスの開始に際し、利用者的心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて具体的な通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明して理解を得るものとする。

- 2 事業者は、通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。
- 3 前項の身体的拘束を行う場合には家族の許可を得ることとし、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業の内容)

第11条 事業者は、この事業を実施するため職員に各号に掲げる事項を実施させるものとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎、入浴及び食事の提供
- (4) レクリエーションの実施
- (5) 利用者からの生活相談
- (6) 認知症老人の介助及び援助
- (7) 要介護度認定申請等の援助
- (8) 市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者等との連携
- (9) サービス提供記録の作成
- (10) その他この事業に関連する事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たって、利用者が守らなければならない事項は、各号のとおりとする。

- (1) 事業所が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと。
- (2) 利用者は事業所の施設、設備等を本来の用途によって利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用によって原状に復するか、又は相当な代価を支払うものとする。
- (3) 指定場所以外で喫煙しないこと。
- (4) 利用指定日の取消し、変更をする場合は事前に連絡をすること。
- (5) 高額な現金、高価な物品の持込はしないこと。
- (6) 職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動を行うことはできないこと。
- (7) 動物の持ち込みはできないこと。
- (8) その他管理者や職員の指示に反する行為をしないこと。

(利用料等)

第13条 事業者がこのサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める介護保険法の基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定のほか、食費について、別紙に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- 3 第2項に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費負担とする。
- 4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるものとする。

第5章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

第14条 職員は現にこのサービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講ずる

ものとする。

(虐待の防止)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理及び損害賠償)

第16条 事業者は、利用者又はその家族から苦情があった場合には、迅速かつ適切な対応をするものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害に備えるため、具体的な計画を立て定期的に避難、救出訓練等を実施するものとする。

- 2 事業者は、第1項に規定する訓練を行うにあたっては、日頃から消防団や地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等、地域との連携を重視する。

第6章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第18条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 施設は、感染の発生又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染の発生又は蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
 - (2) 感染の発生又は蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染の発生又は蔓延防止のための研修を定期的に実施する。
(掲示等)

第19条 事業者は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示または、閲覧可能なファイル等を備え置くこととする。

(守秘義務)

第20条 事業者及び職員は、在職中はもとより退職後においても、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないものとする。

(職員の研修)

第21条 事業者は、職員の資質の向上を図るため次の各号のとおり研修の機会を設けるものとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年6回 |

2 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は、設備、備品、職員及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか運営に関する事項は、事業者と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。